



鳥取県公報

平成 22 年 2 月 16 日 (火)
第 8 1 6 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (72) (くらしの安心推進課) 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (73) (住宅政策課) 2
	廃川敷地等の発生 (74) (河川課) 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (4) 3
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (5) (教育総務課) 3
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 5
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 5

告 示

鳥取県告示第72号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
米子市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町及び三朝町
- 2 実施期間
平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第73号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関からその住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築総合試験所
- 2 変更した事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
変更前 大阪府大阪市中央区谷町二丁目3-12
変更後 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4-7
- 3 変更年月日
平成22年2月15日

鳥取県告示第74号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び東部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成22年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称
一級河川千代川水系狐川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成22年2月16日
- 3 廃川敷地等の位置
鳥取市西品治字新白下井後98-3地先から同市松並町3丁目122-2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 8,254.46平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに八頭郡選挙区及び日野郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年2月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,752
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,930
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,896
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,864

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第5号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年2月16日から施行する。

平成22年2月16日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県教育委員会事務局教育環境課非常勤職員採用試験	〃	〃	教育委員会教育環境課	鳥取県教育委員会事務局教育環境課非常勤職員採用試験	〃	〃	教育委員会教育環境課
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課非常勤職員採用試験	〃	試験結果の発表日から 1 月間	教育委員会特別支援教育課				
鳥取県教育センター非常勤職員採用試験	〃	試験結果の通知日から 1 月間	鳥取県教育センター	鳥取県教育センター非常勤職員採用試験	〃	〃	鳥取県教育センター
略				略			
妻木晩田遺跡事務所非常勤職員採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	〃	妻木晩田遺跡事務所	妻木晩田遺跡事務所非常勤職員（技術職員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	〃	妻木晩田遺跡事務所
略				略			

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成21年12月8日
4 落札者の名称及び所在地	サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目5-1
5 落札金額	30,870,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成21年10月20日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月16日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品等の名称及び数量

ア 血管撮影画像診断・処理解析システム 1式

イ デジタルガンマカメラシステム 1式

ウ ア及びイの導入から無償保証期間である1年経過後、平成29年3月31日までの保守業務

(2) 調達物品の仕様等及び保守の範囲

入札説明書による。

(3) 調達物品の納入期限

平成22年7月30日（金）

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院中央放射線室

(5) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る金額及びウの保守料の金額の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者に決定した者は、内訳として(1)のア及びイのそれぞれの金額並びにア及びイのそれぞれの

保守に係る金額のわかる資料を提出すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年3月2日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成22年2月16日（火）から同年3月29日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先
〒680-0901 鳥取市江津730
鳥取県立中央病院事務局経営課
電話 0857-26-2271（内線2209）
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書等の交付方法
入札説明書その他の資料は、平成22年2月16日（火）から同月26日（金）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。
なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。
ア 交付期間及び時間
平成22年2月16日（火）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
イ 交付場所
（1）に同じ。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年3月29日（月）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)のア及びイに係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年3月19日（金）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告において示した保守業務に係る平成21年度2月補正予算が成立しなかったときは、入札は行わ

ない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to purchased : Universal Bi-plane Digital Angiography System, 1 set、Digital Gamma camera System, 1 set (Including the cost of Maintenance)
- (2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 19 March, 2010
- (3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 29 March, 2010
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 29 March, 2010
- (4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
TEL 0857-26-2271 ex. 2209